

**国道15号横浜市神奈川区の交通安全施設整備工事において、
 「見積りを活用する積算方式」、「難工事指定」を試行します**

記者発表資料

昨今、工事発注において予定価格超過や入札参加者がいない理由により、入札のとりやめや不調となる工事が多発しています。

この理由の一つとして、標準的な積算と当該現場の見積り（実勢価格）に乖離が生じている場合が考えられることから、『見積りを活用する積算方式』を試行しています。

今回、横浜国道事務所では、「国道15号交通安全施設整備工事」の発注手続において『見積りを活用する積算方式』及び『難工事指定』を試行します。

本工事は、一般国道15号横浜市神奈川区神奈川二丁目交差点に架かる神奈川二丁目歩道橋及び出田町入口交差点に架かる新町歩道橋のバリアフリー化において、線形改良及び下部工を行う工事であり、当該箇所は、JR東神奈川駅、京急仲木戸駅・新町駅付近に位置し、沿道状況は商業地域であり商店等が存在する。当該区間は、7～8車線で構成されており、いずれも交差点部での工事であるため、施工において作業効率が低下する事が懸念されます。

このため、入札参加者から見積りの提出を求め、その価格の妥当性を検証の上、予定価格に反映するものです。

見積りを求める工種は、上記の現場条件や同種同規模工事における過去の実績を踏まえ選定しています。

また、通常の工事と比較して施工条件が厳しく作業効率が悪い工事を一定以上の工事成績で完成させた場合に、「難工事施工実績評価対象工事（試行）」において、総合評価項目に「難工事施工実績あり」として加点対象とする「難工事指定」の試行対象工事としました。

平成 21 年 4 月 1 日（水）

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課・技術調査課
 横浜国道事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
 技術管理課 課長補佐
 技術調査課 建設専門官

あらい ただし
新井 正（電話048-600-1331）
よしみ せいたろう
吉見精太郎（電話048-600-1332）

} 見積りを活用する積算
 方式について

横浜国道事務所 電 話 045-311-2981（代）
 計画課長 ひらいわ ようぞう **平岩 洋三**（内線261）
 交通対策課長 たきざわ さだお **滝沢 貞男**（内線471）

} 対象工事の内容につ
 いて

《見積りを活用する積算方式の工事概要》

- (1) 工 事 名 : 国道15号交通安全施設整備工事
- (2) 工事場所 : 神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目地先 他
- (3) 工 期 : 契約の翌日から260日間
- (4) 入札方式 : 一般競争入札 総合評価落札方式(標準Ⅱ型) 施工体制確認型
- (5) 工事種別 : 一般土木C等級
- (6) 工事内容(概要) : ○歩道橋橋脚下部工 11基(既製杭5基、場所打杭6基)
○歩道橋橋台工 7基
○EV基礎工 2基(既製杭)

- (7) 見積りの提出を求める工種
 - ・直接工事費に係わるもの全て

- (8) 見積の提出を求める理由

本工事は、一般国道15号横浜市神奈川区神奈川二丁目交差点に架かる神奈川二丁目歩道橋及び出田町入口交差点に架かる新町歩道橋のバリアフリー化において、線形改良及び下部工を行う工事である。

当該箇所は、JR東神奈川駅、京急仲木戸駅・新町駅付近に位置し、沿道状況は商業地域であり商店等が存在する。当該区間は、7～8車線で構成されており、いずれも交差点部での工事であり制約条件が厳しい現場のため、作業効率の低下に伴い標準的な積算と実勢価格に乖離が生じることが考えられるため、「見積りを活用する積算方式」を試行するものです。

- (9) 総合評価

- ・標準点：100点
 - ・加算点：40点
- 最低限の要求条件
企業の技術力・信頼性社会性の評価項目毎に評価した「評価点の合計値」が最も高い者を40点とし、他の者は「評価点の合計値」に応じ案分して加算点を与えます。
ただし、施工計画に係わる評価は、施工体制評価点の審査により減ずる場合がある。
- ・施工体制評価点：30点 施工体制の評価点として最大30点
 - ・技術提案における施工計画
 - 工程管理に係わる技術的所見
 - 「路上工事における規制日数の具体的な縮減策について」
 - 安全管理に留意すべき事項
 - 「沿道状況及び夜間作業に配慮した歩行者、通行車両への安全対策について」

- (10) スケジュール

- 入札公告：平成21年 4月 1日
- 入札日：平成21年 5月18日